

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更【建設局総務部管理課】

2

- 道路の供用開始【建設局総務部管理課】

3

◇ 公 告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（16件）【産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課】

4

北九州市告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

整理番号	路線名	変更前後の別	区域変更の区間	幅員(m)	延長(m)
1032	青山15号線	前	八幡西区青山二丁目1番1地先から 八幡西区青山二丁目104番3地先まで	7.9 ～ 9.7	50.0
		後	八幡西区青山二丁目1番1から 八幡西区青山二丁目104番3地先まで	7.9 ～ 10.4	53.0

北九州市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり令和3年1月29日から道路の供用を開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名等

整理番号	路線名	供用開始の区間
1032	青山15号線	八幡西区青山二丁目1番1から 八幡西区青山二丁目104番3地先まで

北九州市公告第49号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ高須

北九州市若松区高須南二丁目2番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他19者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他19者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第50号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ木屋瀬

北九州市八幡西区木屋瀬一丁目27番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他16者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他14者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第51号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク西門司店

北九州市門司区東新町二丁目4番27号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他8者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他8者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第52号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク富野店

北九州市小倉北区上富野二丁目13番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他8者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他8者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第53号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ニトリ小倉東インター店

北九州市小倉南区上葛原二丁目16番1号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

(2) 変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

4 変更の年月日

令和2年5月25日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 5 月 31 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 3 年 5 月 31 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第54号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク重住店

北九州市小倉北区重住三丁目3番5号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他8者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他8者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第55号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ黒崎

北九州市八幡西区岡田町9番22号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他7者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他8者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第56号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク曾根店

北九州市小倉南区曾根北町4番7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他5者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他5者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 57 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 1 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク深町店

北九州市若松区深町一丁目 4 番 1

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

他 6 者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他5者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第58号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク浅川店

北九州市八幡西区浅川日の峯二丁目27番22号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他3者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他3者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第 59 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和 3 年 1 月 29 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ折尾（本館）

北九州市八幡西区大浦三丁目 1 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目 1 4 番 1 号

代表取締役 佐藤秀晴

その他未定

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他9者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第60号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ折尾（新館）

北九州市八幡西区大浦二丁目4番7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

未定

変更後

株式会社マツモトキヨシ九州販売

福岡市博多区住吉二丁目2番1号

代表取締役 上村浩司

他 2 者

4 変更の年月日

(1) 前項第 1 号 令和 2 年 5 月 2 5 日

(2) 前項第 2 号 令和 2 年 1 2 月 1 0 日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和 3 年 1 月 1 8 日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和 3 年 5 月 3 1 日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 8 時 3 0 分から午後 5 時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和 3 年 5 月 3 1 日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第61号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブきふね（I区画）

北九州市小倉北区貴船町1番1のうち及び1番2

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他7者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他7者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第62号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブきふね（Ⅱ区画）

北九州市小倉北区貴船町1番1のうち及び1番2

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社リブホール

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 柳田宗樹

他1者

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他1者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第63号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンリブ三ヶ森

北九州市八幡西区大字下上津役1291ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前

三ヶ森ショッピングセンター

北九州市八幡西区大字下上津役1291ほか

変更後

サンリブ三ヶ森

北九州市八幡西区大字下上津役1291ほか

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人に

あつては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリーブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

他20者

変更後

株式会社サンリーブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他17者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年12月10日

(1) 前項第2号 令和2年5月25日

(2) 前項第3号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあっては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第64号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和3年1月29日

北九州市長 北 橋 健 治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルショク新守恒店

北九州市小倉南区守恒二丁目325番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

3 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 佐藤秀晴

その他未定

変更後

株式会社サンリブ

北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

代表取締役 菊池 毅

他5者

4 変更の年月日

(1) 前項第1号 令和2年5月25日

(2) 前項第2号 令和2年12月10日

5 変更する理由

営業政策上の理由による。

6 届出年月日

令和3年1月18日

7 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和3年5月31日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和3年5月31日までに北九州市産業経済局地域・観光産業振興部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見